

公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物処分
- (2) 履 行 場 所 契約相手方処分場
- (3) 履 行 期 間 契約締結日～令和8年3月31日
- (4) 契 約 方 法 単価契約

2 入札日時 令和7年4月25日(金) 9時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項 産業廃棄物等処分業務委託契約条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書及び産業廃棄物処分業許可証の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 緒方
TEL 0983-35-1121(内線)5737 FAX 0983-35-1805(直通)

市価調査書

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 7 年 4 月 18 日

住所、会社名、代表者名

履 行 期 間	契約締結日～令和8年3月31日	履 行 場 所		契約相手方処分場		
品 名 (件名)	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃プラスチック屑(整備用部品、梱包用資材、 事務用消耗品、合成繊維屑等の混合廃棄物 等)	kg	44,650		/	
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃プラスチック屑(航空機用廃タイヤ、車両用 廃タイヤ)	kg	22,200		/	
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃プラスチック屑(合成繊維屑)	kg	2,710		/	
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃油(廃ウエス)	kg	2,200		/	
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 汚泥(シリカゲル)	kg	650		/	
産業廃棄物処分	仕様書のとおり ガラス及び陶磁器屑(建物ガラス、発生材等)	kg	750		/	
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 木屑(パレット、梱包用資材等)	kg	18,900		/	
	以下余白					
トータル(見積)金額	¥	/				

入札（~~見積~~）書

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 7 年 4 月 25 日

住所、会社名、代表者名

履 行 期 間	契約締結日～令和8年3月31日	履 行 場 所		契約相手方処分場			
品 名 (件名)	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考	
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃プラスチック屑(整備用部品、梱包用資材、 事務用消耗品、合成繊維屑等の混合廃棄物 等)	kg	44,650		/		
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃プラスチック屑(航空機用廃タイヤ、車両用 廃タイヤ)	kg	22,200		/		
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃プラスチック屑(合成繊維屑)	kg	2,710		/		
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 廃油(廃ウエス)	kg	2,200		/		
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 汚泥(シリカゲル)	kg	650		/		
産業廃棄物処分	仕様書のとおり ガラス及び陶磁器屑(建物ガラス、発生材等)	kg	750		/		
産業廃棄物処分	仕様書のとおり 木屑(パレット、梱包用資材等)	kg	18,900		/		
	以下余白						
入札(見積)金額	¥	/					

委任状

令和7年4月25日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

1 件名 産業廃棄物処分

2 履行場所 契約相手方処分場

(代理人)
住 所
氏 名

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	新基LPS-X00001
品名 又は 件名	産業廃棄物処分	承認	令和 5年 8月 3日
		作成	令和 5年 8月 3日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊名	第 5 航空団		

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊新田原基地における産業廃棄物処分(以下“役務”という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定義されている産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)

2. 役務に関する要求

2.1 役務の内容

産業廃棄物の処分

2.2 対象品目

調達要領指定書のとおり。

2.3 処分業者

1.3に基づき、産業廃棄物の処分業を許可された業者とする。

分類番号:E-10-124

保存期間:5年

保存期間満了時期:2029. 3. 31

作成年度:2023年度

枚数:2枚

開示判断:開示

品名又は件名	産業廃棄物処分
--------	---------

2.4 処分方法

1. 3で定める処分方法を遵守し、いかなる場合であっても、官側、第三者、環境等に損失を与えてはならない。

2.5 産業廃棄物の受け入れ

契約相手方の処分施設において、収集・運搬業者及び処分施設の担当者が立ち会いのうえ、数量等を確認し、受け入れるものとする。

2.6 再委託の禁止

産業廃棄物の処分の再委託は、原則禁止とする。ただし、1. 3に基づき、真にやむを得ないと判断される場合で、官側の承諾を得た場合は、この限りではない。

2.7 処分報告

契約相手方は、対象品目の処分終了後、1. 3に基づく産業廃棄物管理票を官側に速やかに提出するものとする。細部は、調達要領指定書によるものとする。

3. 検査

検査は、契約担当者の定める監督・検査事務処理要領により実施するものとし、産業廃棄物管理票の受領及び確認をもって給付の完了とする。

4. その他の指示

4.1 賠償及び補償

契約相手方の不注意によって発生した事故における賠償及び補償等については、契約相手方の責任において行うものとする。

4.2 法令遵守

契約相手方は、この仕様書に記載されていない事項で関係法令上、当然実施しなければならない事項については、その法令に基づき確実に実施する。

4.3 その他

この仕様書及び契約の履行に際し疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	S-50089
	調達要求年月日	令和7年2月14日
	作成部課	第5航空団
	作成年月日	令和7年1月27日
品名	産業廃棄物処分	
仕様書番号	新基LPS-X00001	

指定事項

2. 役務に関する要求

2.2 対象品目

項目	品名	単位	予定数量	備考
1	廃プラスチック屑（整備用部品、梱包用資材、事務用消耗品、合成繊維屑等の混合廃棄物等）	kg	44,650	
2	廃プラスチック屑（航空機用廃タイヤ、車両用廃タイヤ）	kg	22,200	
3	廃プラスチック屑（合成繊維屑）	kg	2,710	
4	廃油（廃ウエス）	kg	2,200	
5	汚泥（シリカゲル）	kg	650	
6	ガラス及び陶磁器屑（建物ガラス、発生材等）	kg	750	
7	木屑（パレット、梱包用資材等）	kg	18,900	

2.7 処分報告

契約相手方は、対象品目の処分終了後、中間処分業者の場合は産業廃棄物管理票D票を、最終処分業者の場合にはE票の処置を行い、速やかに検査官へ送付するものとする。